

利益相反管理方針

当社は、お客様と、当社・当社の役職員・当社の株主・グループ各社（総称して以下、「当社等」といいます。）、他のお客様、またはその他の第三者との間で起こり得る利益相反について、法令等の遵守はもとより、フィデューシャリー・デューティーの観点から、以下の通りこれらを適切に管理する態勢を整備し、お客様の利益を不当に害することを防止します。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定・類型化

利益相反のおそれのある取引（以下、「利益相反取引等」といいます。）をあらかじめ適切に特定し、以下の類型に分類します。

- （１）利害対立型
お客様と当社等、お客様と当社等の他のお客様またはお客様とその他の第三者との間で利害が対立する取引
- （２）競合取引型
お客様と当社等、お客様と当社等の他のお客様またはお客様とその他の第三者が競合する取引
- （３）情報利用型
当社等がお客様との関係を通じて入手した情報を利用する取引
- （４）法令禁止行為
法令等により、お客様の利益を害する行為として禁止されている取引

2. 利益相反取引等の管理方法

利益相反取引等の主な管理方法は、以下の通りです。

- （１）投資判断者とトレーディング担当者の分離による情報の遮断
- （２）利益相反等取引の条件又は方法の変更
- （３）利益相反等取引の中止
- （４）利益相反取引等のお客様への開示・同意の取得
- （５）調査・投資判断業務に係る情報を共有する者の監視
- （６）利益相反防止のための社内規程制定と遵守状況モニタリング
- （７）利益相反に関する法令の遵守

3. 管理対象とする当社の株主及びグループ会社

利益相反取引等の管理対象となる当社の株主及びグループ会社は、以下のとおりです。

当社の親会社である Union Bancaire Privée, UBP SA を含め、金融商品取引業等に関する内閣府令第 126 条第 3 号に規定する「関係外国法人等」に該当するグループ会社

4. 利益相反取引等の管理体制

コンプライアンス部を利益相反管理に関する統括部署とし、利益相反取引等を一元的に管理します。

以 上

附則

平成 21 年 6 月 1 日 制定

平成 22 年 2 月 19 日 一部改正

平成 22 年 6 月 28 日 一部改正

平成 24 年 2 月 16 日 一部改正

令和 2 年 8 月 7 日 一部改正